

令和 8 年度第 2 回地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会 会議録

- 1 日 時 令和 8 年 8 月 1 7 日（月）午後 6 時 3 0 分～午後 6 時 5 0 分
- 2 開催方法 オンライン開催（山梨県立中央病院 2 階多目的ホール）
- 3 出席者 委員長 小島 良一（元県感染症対策統轄官・福祉保健部長）
委員 安達 義通（公立大学山梨県立大学 教授）
遠藤 みどり（公益社団法人山梨県看護協会 会長）
木内 博之（山梨大学医学部附属病院 病院長）
鈴木 昌則（一般社団法人山梨県医師会 会長）
病院機構 小俣理事長 小嶋副理事長（県立中央病院長） 宮田理事（県立北病院長）
山本理事 石倉県立中央病院副院長・看護局長 病院機構職員
事務局 清水医務課長 中嶋医務課総括課長補佐 医務課職員

司会：開会

（小島委員長 挨拶）

委員長： それでは議事に入ります。本日の議題は、「地方独立行政法人山梨県立病院機構 令和 7 年度 業務実績評価について」でございます。

まず、県から、委員の皆様に記入していただいた採点シートを踏まえた、県の評価の素案について、説明をお願いします。

事務局： それでは、令和 7 年度 業務実績評価について、ご説明いたします。

業務実績評価に関しては、ご案内のとおり、県が指示した中期目標を達成するために、病院機構が作成した中期計画及び年度計画について、これが、着実に実施されているかどうかという視点で、評価を行っているものでございます。

まず、「資料 1－1」「令和 7 年度評価一覧表」をご覧ください。

各項目の評価について、左から前回、令和 6 年度の評価、今回の病院機構の自己評価、委員の皆様の採点の平均値が相当するランク、そして、県の評価素案を記載しています。

また、病院機構の自己評価または委員の皆様の採点の平均値が相当する評価ランクと県の評価が異なる箇所を着色しております。

該当箇所は 3 項目ありまして、1 つ目は項目 23「患者サービスの向上」、2 つ目は項目 29「県内の医療人材の確保に対する支援」、3 つ目は項目 39「法令・社会規範の遵守」です。次に「資料 1－2」「採点シート」をご覧ください。

病院機構の自己評価、委員の皆様の採点、ご意見等をお名前を伏して記載しております。採点の平均値が、評価基準のどのランクに相当するかを、採点の平均値の右に記載しており

ます。

県の評価の考え方について、委員の皆様の採点の平均値が相当する評価ランクと、県の評価が異なる箇所について、「資料 1-2」「採点シート」で御説明いたします。

1 つ目は 8 ページの項目 23「患者サービスの向上」についてです。病院機構の自己評価及び委員の皆様の採点の平均値では、S ランクでしたが、県の評価では、前回令和 6 年度の評価と同様の A 評価としております。

その考え方としまして、委員の皆様からも「会計待ち時間の短縮や電話予約センターの通話率の向上による患者サービスの向上に努めている」といった評価をいただいております、県としても評価できる要素であると考えております。

その一方で、外来患者の接遇に関する満足度は低下していることや「患者さんの声」のうちの苦情件数が増加していることなどから改善の余地があると考えております。

これらを総合的に判断して、昨年度同様の A 評価といたしました。

次に 10 ページの項目 29「県内の医療人材の確保に対する支援」につきましては、病院機構の自己評価が B ランク、委員の皆様の採点の平均値では A ランクでしたが、県の評価では、前回令和 6 年度の評価と同様の B 評価としております。

その考え方としまして、委員の皆様からも、「若手医師の積極的な採用に努めている」といった評価をいただいております、県としても評価できる要素であると考えております。

その一方で、公的医療機関への外来診療の積極的な支援や、地域の医師不足解消に向けた他機関との更なる連携を期待すること、看護師の特定行為研修の指定研修機関として中央病院以外からの受講生の受け入れを期待することなどから、現状課題があるものと考えております。

これらを総合的に判断して、機構の自己評価どおりかつ、昨年度同様の B 評価といたしました。

最後に 13 ページの項目 39「法令・社会規範の遵守」につきましても、病院機構の自己評価が B ランク、委員の皆様の採点の平均値では A ランクでしたが、県の評価では、前回令和 6 年度の評価と同様の B 評価としております。

その考え方でありますが、委員の皆様からも「研修会の開催や倫理委員会の開催、内部監査などにより法令・社会規範の遵守に努めている」といった評価をいただいております、県としても評価できる要素であると考えております。

その一方で研修会の受講率が低調であること、本年度発生した飲酒運転の事案を重く受け止め、改善の余地があるものと考えております。

これらを総合的に判断して、機構の自己評価どおりかつ、昨年度同様の B 評価といたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長： ありがとうございます。ただいまの事務局の説明についての御質問・御意見を願

いたします。

委員長： ○○委員お願いいたします。

○○委員： 患者サービスの向上というところで、委員はSを付けたところが、Aになっているということではありますが、患者さんからの苦情ということを行いますと、現時点で治らない病気、加齢変化によっては治す手立てがない場合も多々ありますが、これも治せないとなると患者さんの不満となってしまう場合があります。

そのため、どこにポイントをおいて評価をしていくのか、このあたりをどう考えているのでしょうか。治らない病気に対する不満に対して 100 点満点を求められるというのは、医師が診療をできなくなってしまうので、教えていただければと思います。

理事長： ありがとうございます。

患者さんの最大の希望としたら原疾患を治して欲しいということだと思います。ただ、今回は疾患そのものでなく患者サービスの面で、いろいろな患者サービスをきちんと患者さんのために提供できているのかという観点だと考えております。

原疾患の方をまず治してほしい、完治を望むあるいは、早く家に帰りたいというお気持ちは非常によくわかりますので、そういう点も留意しながら、患者サービスに努めていきなさいという意味の評価だと理解しております。ますます頑張りたいと思っております。

○○委員： 何とも言えない部分もありますが、わかりました。

委員長： ありがとうございます。他の委員の方から御意見・御質問ございましたらお願いいたします。

委員長： それではよろしいでしょうか。皆さんに御意見をいただいたところでございます。ただいまいただきました御意見を、最終的な評価の参考とするようによろしくお願いいたします。それでは今後につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 県では、本日いただいたご意見を踏まえて「素案」の文言等の修正をいたします。

修正後の評価書（原案）について、評価委員会から知事に対し、意見書をご提出いただくこととなります。委員の皆様には、8 月の下旬に、修正後の評価書（原案）及び修正箇所の説明資料をお送りいたしますので、ご確認いただきたいと存じます。また、病院機構に対しても評価書（原案）に対する意見の申し立ての機会を付与します。これらの手続を経て、評価書を確定し、その後、9 月議会へ報告することとなります。以上です。

委員長： ただいまの事務局の説明のとおり、今後、評価委員会から知事に対しまして、意見書を提出することになります。本日の審議の状況からいたしますと、評価の方向性につきましてご了解をいただいたものと思います。従いまして、文言の修正等を確認後、評価委員会といたしましては、意見書の案で示されてはおりますが、「県の評価は妥当である」旨の意見書を提出することといたしたいと思います。ご了承願いたいと思います。

（異議なし）

委員長： ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。なお、文言の修正及び意見書の提出につきまして、大変恐縮ではございますが、委員長にご一任いただきたいと思います存じますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

委員長： ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

本日の議題はここまでとなりますが、その他といたしまして、委員の皆様から何か、御意見あるいは御質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員長： ありがとうございます。それでは、以上を持ちまして本日の審議は終了とさせていただきます。委員の皆様、病院機構の皆様のご協力に感謝いたします。

（審議終了）

（小俣理事長 挨拶）

司会： 閉会